

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府による国内移動規制の変更(政府通達の発出:国内線移動の条件変更))

令和3年11月4日
在スラバヤ日本国総領事館

●11月2日、インドネシア政府は国内移動規制を変更する通達を発出し、国内線による国内空路移動に必要な条件を再び変更しました。

1. インドネシア政府の新型コロナウイルス対策ユニットは、11月2日付け通達(第2号)を発出し、国内空路移動に必要な条件を再び変更すると発表しました。この通達は11月2日から発効し、追って定められる期限まで有効とされています。

2. この通達により、国内線による空路移動の際に求められる条件は以下のとおり変更されました。

(1)ジャワ・バリ内での国内線移動、ジャワ・バリ内とジャワ・バリ外の間の国内線移動

最低1回のワクチン接種証明書、出発前3×24時間内に検体採取したPCR検査の陰性証明書、アプリ「PeduliLindungi」によるスクリーニング
ただし、2回の接種を完了していることを示すワクチン接種証明書を提示できる場合は、PCR検査の陰性証明書に代えて、出発前1×24時間以内に検体採取した迅速抗原検査の陰性証明書で可。

(2)離発着共にジャワ・バリ以外の地域の国内線移動

最低1回のワクチン接種証明書、出発前3×24時間内に検体採取したPCR検査の陰性証明書又は出発前1×24時間以内に検体採取した迅速抗原検査の陰性証明書、アプリ「PeduliLindungi」によるスクリーニング

3. 上記2(1)に関し、ワクチン毎に定められている必要接種回数が1回のワクチンを接種した場合の扱いについて通達には説明がありませんので、詳細はご利用の航空会社にお問い合わせください。

4. 陸路、海路、鉄道による州・県・市の境を越える国内移動の条件、同一都市圏内での日常的移動、ジャワ・バリ域内での物流目的の移動、ワクチン接種証明書提示義務の例外に関する規定には変更はありません。これらについては、10月23日付け当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100251310.pdf>)

及び10月28日付け当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100253407.pdf>)を参照してください。

5. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。国内線フライト等公共交通機関の利用条件については、航空会社や公共交通機関に照会してください。

(了)